

第九 国際的取組の推進

国際を越えた渡り鳥の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、国は、一國間の渡り鳥保護に関する条約・協定及び東アジア・オーストラリア地域におけるパートナーシップの枠組みに基づき、諸国等と連携・協力しつつ、国際的取組の推進を図る。

第十 人獣共通感染症への対応

禽病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の発生により、海外では野鳥の大群死も報告されている。こうした感染症が日本国内で発生し、希少種を始めとした鳥獣への影響が懸念されているため、国及び都道府県は鳥獣保護の観点から、発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施するものとする。

また、鳥獣行政部局における鳥獣に関する専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して人獣共通感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

鳥獣保護事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。

(1) 国の役割

国は関係省庁間の連携を強化しつつ、法令及び基本指針等により、国全体としての鳥獣保護行政の方向性について示すとともに、当該方向に沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理に資する技術開発、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、広域的な鳥獣保護管理及び市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に對して都道府県とも連携しながら技術的な支援等を行うものとする。

(2) 地方公共団体の役割

ア 都道府県

都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施するものとする。

具体的には、地域の鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護員の資質向上を客めた人材の育成及び市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣保護管理に對して必要な情報提供や支援を行う。

また、科学的な知見に基づいて特定計画の作成及び実施を行うに当

- 17 -

たっては、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。

イ 市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるなど、鳥獣保護管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。

このため、条例に基づき鳥獣保護事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組と、必要な実施体制の整備に努めるものとする。

(3) 事業者及び市民・民間団体、専門家等の役割

ア 事業者

鳥獣保護管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。

開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者にあつては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮するものとする。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコ・ツーリズム事業者にあつては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護管理にも役立つようなエコ・ツーリズムの普及及び定着に努めるものとする。

イ 市民・民間団体（NPO、NGO）、専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的・積極的に参加することが期待される。特に鳥獣保護管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ゴミや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

鳥獣の保護管理に関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門的な知識、技術等を有している民間団体にあつては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護事業の適切な実施に協力することが期待される。

専門家、関係学術団体にあつては、各主体に対して、鳥獣の保護管理に關し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

2 関係主体の連携

(1) 鳥獣保護事業計画

- 18 -

鳥獣保護事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体及び専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。 また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部署を中心に、その他の関係行政部署、市民や民間団体等その他の関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に関連する国や地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。 (2) 特定計画等 国、都道府県、鳥獣保護事業を行う市町村等の行政機関や地域住民等が緊密な連携を図ることにより、広域指針、特定計画及び実施計画の効果的な実施を図るものとする。 また、鳥獣の保護管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。 さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護管理の考え方の下、隣接都道府県及び地元市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、効果的な個体数管理等に係る調整、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護管理を進めるものとする。 (3) 地域に根ざした取組の充実 鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図るなど、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。 また、市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民・民間団体等の協力を得ながら、地域復興にも資するよう適切な活用を図るものとする。	
第十二 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項 1 鳥獣の人工増殖及び放鳥 都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるための取組について情報を収集・分析し、その結果等をもとに各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果的な取組等を促すように努めるものとする。 2 輸入鳥の取扱の適正化 (1) 特定輸入鳥獣の考え方 法第26条第2項に基づく特定輸入鳥獣は、法施行規則第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすりかえられるおそれが高い種であることとする。	
ただし、飼養に対する需要が高いなど特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該当することをもって指定することとする。 ア 輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。 イ 過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が飼養されている種であること。 ウ 他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の規制がある種以外の種であること。 (2) 特定輸入鳥獣の取扱い 国と都道府県が連携し、特定輸入鳥獣にかかる識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めることとする。 3 国の鳥獣捕獲許可の許可基準 全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、Ⅱ第Ⅱの記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施する。	
Ⅱ 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項 第一 鳥獣保護事業計画の計画期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。 (ただし、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、現行の鳥獣保護事業計画を延長できるとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成24年3月31日までとする。) 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 鳥獣保護事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅱにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅱにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。 1 鳥獣保護区指定の目的と意義 鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。このような観点から、鳥獣保護区の指定に努めることとする。 2 鳥獣保護区の指定方針	Ⅱ 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項 第一 鳥獣保護事業計画の計画期間 計画の期間は、平成15年4月16日から平成19年3月31日までとする。 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 鳥獣保護事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅱにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅱにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。 1 鳥獣保護区指定の目的と意義 鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。このような観点から鳥獣保護区の指定に努めることとする。 2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示すものとする。

(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期間とする。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

(3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

(4) 自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまともった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

(5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

(6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

(7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必

鳥獣保護事業計画の策定に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との共存が図られるよう十分留意するものとする。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、新たに法第28条第2項及び第29条第4項の規定に基づき定めることとなる鳥獣保護区及び特別保護地区の保護に関する指針を明確に示すものとする。

(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期間とする。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

(3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

(4) 自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまともった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、統制禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

(5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

(6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

(7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必

- 21 -

に必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

なお、行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合にあっては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha（北海道にあっては20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

- ① 多様な鳥獣が生息する地域
- ② 鳥獣の生息密度の高い地域
- ③ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - 1) 天然林
 - 2) 林相地形が変化に富む地域
 - 3) 溪流又は沼沢を含む地域
 - 4) 餌となる動植物が豊富な地域

(2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- ① 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- ② 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ③ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域

(3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域

必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

なお、行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合にあっては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha（北海道にあっては20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

- ① 多様な鳥獣が生息する地域
- ② 鳥獣の生息密度の高い地域
- ③ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - 1) 天然林
 - 2) 林相地形が変化に富む地域
 - 3) 溪流又は沼沢を含む地域
 - 4) 餌となる動植物が豊富な地域

(2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- ① 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- ② 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ③ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域

(3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域

- 22 -

について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。

① 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
② かつて渡来する鳥獣の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

(4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌、休息、又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、都道府県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河川等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとも面積が保護されている地域等を相互に結びつけるなどにより、効果的な配置に努めるものとする。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

4 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の特別保護指定区域の指定を積極的に進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡

について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。

① 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
② かつて渡来する鳥獣の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

(4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌、休息、又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、都道府県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河川等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとも面積が保護されている地域等を相互に結びつけるなどにより、効果的な配置に努めるものとする。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

4 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の特別保護指定区域の指定を積極的に進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡

渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとする。また、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

(2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

(3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

(4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要となる区域を広く指定するよう努めるものとする。

(6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

5 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に照って規制するなど、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図るものとする。

6 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩

来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとする。また、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

(2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

(3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

(4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要となる区域を広く指定するよう努めるものとする。

(6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

(8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

5 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩